平成２２年（フ）第９６０４号
大阪市淀川区塚本５丁目５番21号　ホープパレス新塚本502号
債務者　松田　晴得
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６２５号
大阪府東大阪市若江東町６丁目６番32号　にしうらマンション201号
債務者　伊藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３８号
大阪府枚方市招提元町２丁目１番28号
債務者　髙富　英美（旧姓栄）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６３９号
大阪府豊中市末広町３丁目４番17号
債務者　三木　孝子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５５号
大阪市福島区野田３丁目13番19号　野田ハイツ303号
債務者　甲山　哲弘
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６５９号
大阪市旭区今市１丁目10番21号　ジュネス三和402号
債務者　山口　礼子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７３８号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目６番17号
債務者　田原　信義
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４８号
大阪府高槻市富田町５―20―２　第一マンション502、住民票上の住所大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ８―205号
債務者　竹内　広美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８２号
大阪市東成区中道１丁目３番45号　ハイツコスモ21―304号
債務者　山口　久美（旧姓谷平）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７９１号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番26―301号
債務者　森山　幸代（旧姓瀧）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０６号
大阪府寝屋川市春日町19番19―307号
債務者　中川　美香（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０９号
大阪市住吉区長峡町５番14号　小山文化
債務者　中島登志子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１１号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目19番２―302号
債務者　加藤永淳こと　劉　　永淳
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１４号
大阪市淀川区木川西１丁目５番17―103号
債務者　垣見　陽子（旧姓内海）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８１６号
大阪市東淀川区西淡路１丁目７番７―708号
債務者　大山　　峰
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２４号
大阪市城東区中浜１丁目12番15号
債務者　後藤　正文
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２５号
大阪市城東区中浜１丁目12番15号
債務者　後藤キヌ子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部